

介護の「特定技能」スタート

外国人労働者 比で最初の試験

1日に新たな在留資格「特定技能」による外国人労働者の受け入れが始まった。介護では5年間で最大6万人の受け入れを見込み、最初の受け入れ試験が13・14日にフィリピン・マニラで行われる。6月以降、同国での2回目の試験や、ベトナムなど他国での試験も行われる予定だ。

(榎戸新)

特定技能には「相当した技能」を持つ2号が技能の試験に合格すれば1号は通算5年働ける。1号は「熟練」は1号のみ。日本語と1号は長期滞在が

可能で家族も帯同できる。海外で行う技能実習の修了生は1号試験が免除される。介護の試験は現地語でパソコンで回答する。日本語の試験は、日常会話を試す「国際交流基金日本語基礎テスト」(日本語能力試験のN4以上は免除)と、介護業務に支障のない程度かを測る「介護日本語評価試験」(全15問・30分、4択)を実施。技能の試験は、利用者に応じた介護を自ら一定程度できるかを判断する「介護技能評価試験」(全45問・60分、4択)を行う。受け入れは特別養護老人ホームや老人保健施設、通所介護などで、訪問系サービスは対象外。入浴や食事、排せつなどの身体介護ができ、一定期間、日本人職員とチームで働くこ

とを条件に就労時から人員配置基準に算定することもできる。雇用は直接契約で、日本人と同等以上の報酬額を確保する。一時帰国を希望した場合は休暇を取得させる。特定技能は、2018年12月に成立した改正出入国管理法で創設された。宿泊や農業など14業種で、5年間で最大34万5000人の受け入れを見込み、介護は14業種の中で最も多い。介護の外国人材受け入れをめぐるっては、17年11月に技能実習が始まったばかりで、特定技能に対して様子見の事業所が多く、「教育体制とともに生活支援をしっかりとやらなければならない」との指摘もある。